

訪問入浴介護サービス重要事項説明書

和幸ケアにおける、訪問入浴介護サービスに関する基本的事項について、ご説明いたします。
訪問入浴介護サービスのご依頼に際し、以下の事項にご了承いただきますようお願いいたします。

1. 事業目的と運営方針

(1) 事業目的

要介護状態にある利用者に対して、適切な訪問入浴介護サービスを提供することを目的とします。

(2) 運営方針

- ① 利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、身体の清潔保持心身機能の維持等を図ります。
- ② 要介護状態の軽減もしくは、悪化の防止に資するよう、利用者の状況に応じて適切なサービス提供を行います。また医療サービスと連携を図り、予防に努め、緊急事態に対して備えます。
- ③ 訪問入浴介護サービスの提供にあたり、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図ることによって、総合的なサービスの提供に努めます。
- ④ 訪問入浴介護サービスの提供にあたり、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って公正中立に行います。
- ⑤ 事業の運営にあたり、自らその提供する訪問入浴介護サービスの質の評価を行い、常に改善を図ることとします。(第三者評価未実施)

2. サービスを提供する事業所の概要

事業所名	和幸ケア
所在地	岩見沢市志文町998-62
電話番号	0126-35-7247
FAX	0126-35-7248
営業日	月～土（第三水曜日のみ定休日）
営業時間	8時30分～17時30分
サービス提供時間	8時30分～17時30分
サービス実施地域	岩見沢市、夕張市、美瑛市、三笠市、江別市、幌向町、上幌向町、長沼町、由仁町、栗山町、栗沢町、南幌町、野幌町

3. 会社概要

法人名	和幸ケア株式会社
代表	代表取締役 下山 彩架
所在地	岩見沢市志文町998-62
電話番号	0126-35-7247
事業開始日	2024年9月1日
営業種目	介護予防支援、介護予防、一般介護予防、介護予防・生活支援 障害福祉

4. 事業の職員体制

職種	主な職務の内容	員数
管理者	管理業務	常勤1名
介護職員	入浴の介助	2名以上
看護職員	入浴の介助、心身状況の 確認	1名以上

※介護職員または看護職員のうち1名以上は常勤

5. サービス内容

訪問入浴介護	・利用者の居宅を訪問し、浴槽を搬入して入浴介助を行う。 ・身体状況に応じて清拭又は部分浴（洗髪・足部・手部）を行う。
その他	・生活、身の上、介護に関する相談と助言、関係各所への連絡 ・入浴サービスに伴い、着脱介助・シーツ交換・爪切り等を行う。

6. 利用料金

(1) 利用料

介護保険給付サービスの料金は基本料金及び加算料金のとおりです。介護保険適用における自己負担額は、負担割合証に基づく額になります。ただし、介護保険の給付範囲を超えたサービス利用分は、全額自己負担となります。

「基本料金 1 回あたり」

	基本料金	介護保険適用における自己負担金		
		1 割	2 割	3 割
入浴サービス (看護職員同行)	12,660 円	1,266 円	2,532 円	3,798 円
入浴サービス (介護職員のみ)	12,030 円	1,203 円	2,406 円	3,609 円
清拭の場合 (看護職員同行)	11,390 円	1,139 円	2,278 円	3,417 円
清拭の場合 (介護職員のみ)	10,830 円	1,083 円	2,166 円	3,249 円

※事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者が 20 人以上にサービスを行ったときは、所定単位数の 90%に相当する単位数を算定し、事業所と同一建物の利用者 50 人以上のサービスを行ったときは、所定単位数の 85%を算定します。

「加算料金」

	加算料金	介護保険適用における自己負担金		
		1 割	2 割	3 割
初回加算	2,000 円	200 円	400 円	600 円
看取り連携体制加算 ※死亡日及び死亡日以前 30 日以下に限り 1 回につき	640 円	64 円	128 円	192 円
介護職員等処遇改善加算Ⅲ ※2026 年 6 月改定	1 か月にご利用いただいた所定単位数に 10.1%を加算します。			

※介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦介護保険適用外の料金を頂き、サービス提供証明書を発行します。後日、サービス提供証明書を市町村の窓口を提供すると差額の払い戻しを受けることができます。

(2) 交通費

前期 1 で示したサービス実施地域にお住まいの方は、無料です。それ以外の地域の方は、訪問入浴車で訪問した場合、下記の交通費を負担していただきます。

当事業所の通常のサービス実施地域を超えた地点から 5Km ごとに 片道	60 円
--	------

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は下記の料金を頂きます。キャンセルが必要となった場合、必ずご連絡下さい。

当日入浴、体調不良のため入浴を中止した場合	無料
当日入浴、訪問時に不在のため入浴を中止した場合	1,139 円

7. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

お電話にてお申込みください。作成された居宅サービス計画に基づいて日程等の調整をさせていただきます、事前調査を実施した上で、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① 利用者の都合によりサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する2週間前までに、文章にてお申し出ください。

② 事業者の都合によりサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了の1か月前までに文章等にて通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、自動的にサービスを終了いたします。但し、必ずサービスを終了する旨をお電話等で管理者までご連絡ください。

- ・利用者が介護保険施設等に入所した場合
- ・利用者の要介護認定区分が、自立（非該当）または、要支援と判断された場合
- ・利用者が亡くなった場合

8. 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるとともに、虐待を受けている恐れがある場合は直ちに市町村へ報告するものとします。

- ・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- ・虐待防止のための指針を整備します。
- ・職員に対し、虐待防止のための研修（年1回以上及び採用時）を実施します。
- ・前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者（管理者）を置きます。

9. 身体拘束等の禁止

事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体の保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。但し、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

10. 秘密保持

事業者及び事業者の使用するものは、訪問入浴サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も継続します。あらかじめ文章により利用者の同意を得た場合には利用者の個人情報、利用者の家族の同意を得た場合は、利用者の家族の個人情報を、前項の規定に関わらず、同意書の内容に基づいて利用できるものとします。

11. 看取り期における訪問入浴介護の対応方針

(1) 看取り期の訪問入浴介護目的及び基本方針

看取り期の利用者へのサービスは、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断された時に、利用者の尊厳を保ち、安らかな気持ちで最期を迎えられるように支援することを目的とします。

残された時間、今日一日を、利用者が慣れ親しんだ場所や人たちの中で、可能な限り利用者の意向に沿いながら、あるがままの生活をしていただき、または、家族等に対しても心身の疲労や精神的な負担に配慮しながら、最期まで支援します。

- ① 当事業所は、厚生労働省「人生の最終段階における医療、ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に基づき、質の高い看取り期における訪問入浴介護を提供します。
- ② 当事業所は、利用者の尊厳と安楽を保ち、安らかな最期を迎えられるよう、利用者またはその家族等の支えになるよう、身体的・精神的支援に努めます。
- ③ 看取り期において、利用者・家族等の意思は変化しうるものであることを踏まえ、話し合いは繰り返し行います。その際、利用者・家族等の意思や話し合われた内容について、その都度記録に残します。
- ④ 当事業所は、主治医及び訪問看護ステーション等との連携を図り、主治医の指示により管理者を中心に、多職種協働体制のもとで、看取り期におけるサービスに努めます。
- ⑤ 看取り期における訪問入浴介護の対応方針を定め、利用開始の際に、利用者またはその家族等に対して、重要事項説明書に記した当該対応方針の内容を説明し、同意をいただきます。

※「家族等」とは、利用者が信頼を寄せ、利用者を支える存在であるという趣旨より、法的な意味での親族関係を意味せず、より広い範囲の人（親しい友人等）も含みます。また複数人存在することも考えられます。

(2) 看取り期におけるケア方針

- ① 孤独感や寂しさを感じられないよう、できるだけ寄り添うケアを心掛けます。
- ② 痛みやその他生じる心身の変化を捉えた際には、主治医及び訪問看護ステーション等へ迅速に報告いたします。
- ③ 苦痛や痛みが強く、不安を感じている場合、主治医や訪問看護ステーション等へ相談し、苦痛や痛みの緩和に努めます。
- ④ 安楽・快適にお過ごしいただけるように、常に体調に合わせた入浴方法を提案します。

- ⑤利用者の意思、家族等の希望を尊重し、できるだけその思いに沿うことができるよう、創意工夫に努めます。
 - ⑥看取り期は、家族等の積極的な関わりやご協力をお願いします。
- (3) 看取り期における医療連携体制
- ①病院、診療所又は訪問看護ステーション等との連携により、利用者の状態等に応じた対応ができる体制を確保し、かつ、必要に応じて当該訪問看護ステーション等により訪問看護等が提供されるよう、訪問入浴介護を行う日時を当該訪問看護ステーション等と調整いたします。
 - ②利用者が入院した場合、情報の共有を円滑に行う観点から当事業所が入院先の医療機関等に利用者の状態をお尋ねし、当該医療機関が当事業所に対して利用者の状態を伝える場合がございます。
- (4) 家族等の協力の重要性
- ①看取り期における訪問入浴介護を行うには、家族等の協力が欠かせません。
利用者が満足できるように家族等にもご協力をお願いしております。看取り期において、利用者の精神的安定を十分に図るために、立ち合い、お声かけ、入浴介助等にもご参加いただくよう、職員よりお声かけさせていただきます。
 - ②利用者及び家族等の意向を確認しながら、要望に応えられるよう情報を提供し、その人らしい最期を迎えられるよう支援します。要望や意向については、利用者の意向を尊重し、利用者の意向や要望が確認できない場合においては、家族等の意向をもって、利用者の意向とします。
- (5) 看取りに関する教育及び啓蒙活動
- 看取りケアの目的を明確にし、死生観教育と理解の確立を図るものとして、1年間に1回以上、職員に対する研修を行います。
- (6) 看取り期における料金について
- 看取り期における訪問入浴介護においては、介護保険の看取り連携体制加算分の料金をお支払いいただきます。料金については、重要事項説明書の加算料金表の通りとなります。

1 2. 事故発生時の対応

利用者に対する訪問入浴介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行います。利用者に対する訪問入浴介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、協議の上、損害賠償を速やかに行います。

1 3. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業所等に連絡をいたします。

主治医	病院名	
	氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	(続柄)
	連絡先	

14. サービス内容に関する相談・苦情窓口

(1) 当社窓口

「事業所の窓口」 和幸ケア 管理者：下沢 和幸	0126-35-7247
----------------------------	--------------

(2) 公的機関の窓口

「市町村の窓口」 岩見沢市役所	「電話番号」 0126-23-4111
美唄市役所	0126-62-3131
三笠市役所	0126-72-3181
夕張市役所	0126-52-3131
江別市役所	011-382-4141
栗山町役場	0123-72-1111
南幌町役場	011-378-2121
北海道国民健康保険団体連合会	011-231-5175

事業者は訪問入浴介護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に
基づいて重要事項を説明し、交付を行いました。

年 月 日

●事業者

「事業者所在地」 岩見沢市志文 9 9 8 - 6 2

「事業者名・事業所名・管理者」 和幸ケア株式会社・和幸ケア・下沢 和幸

「事業所番号」 0175-70-1333 印

●説明者 「氏名」

本書面により、事業者から訪問入浴介護サービスについて、重要事項の説明を受け、
その内容に同意し交付を受けました。

●利用者 「氏名」 印

(代理人) 「氏名」 印

(立会人) 「氏名」 印

※代理人を選任した場合のみ記入

※立会人とは利用者ととともに重要事項の内容を理解し、緊急時などに利用者の立場に
立って事業者との連絡調整を行える方とします。また、立会人は、契約上の法的な義
務を負うものではありません。